

大村市中小企業振興資金

市内中小企業者等の経営安定や販路拡大のため、低利融資を行います。

- 1 融資利率 年1.4%
- 2 融資対象 下記の条件をすべて満たしている中小企業者の方
 - ① 市内に事業所を有していること
 - ② 原則として同一業種を引き続き1年以上経営していること
 - ③ 中小企業信用保険法に基づく業種を営んでいること
 - ④ 市税を完納していること
- 3 融資の種類 運転資金、設備資金
- 4 融資限度額 2,000万円
- 5 償還期間 運転資金：7年以内（うち据置1年）
設備資金：10年以内（うち据置1年）
- 6 信用保証料 保証協会の規定による

◎ 融資の申込みは、各取扱い金融機関まで ◎

十八親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、
西海みずき信用組合（旧：長崎県民信用組合）の本店及び各支店

連絡先
大村市商工振興課
TEL 0957-53-4111(内線 249)

R2.10.1 現在